

○県内業者の方が新規許可申請する場合

◆県内で処分する場合

- 例1 高島市の中間処理業者1社へ法人A（本社：大津市）が産業廃棄物を運搬する場合
 「主な処分先」を管轄する受付機関 → 高島市なので、高島環境事務所
 「申請者の事業拠点」を管轄する受付機関 → 大津市なので、循環社会推進課
高島環境事務所、循環社会推進課のいずれかに申請してください。

- 例2 次のような事業計画で法人B（本社：草津市）が産業廃棄物を運搬する場合

品目	処分先	数量	考え方
木くず	甲賀市の中間処理業者	2 t / 月	処理数量 甲賀市 計 3 t / 月 彦根市 計 10 t / 月
金属くず		1 t / 月	
がれき類	彦根市の中間処理業者	10 t / 月	よって、主な処分先所在地は彦根市

- 「主な処分先」を管轄する受付機関 → 彦根市なので、湖東環境事務所
 「申請者の事業拠点」を管轄する受付機関 → 草津市なので、南部環境事務所
湖東環境事務所、南部環境事務所のいずれかに申請してください。

◆県外へ搬出する場合

- 例3 次のような事業計画で法人C（本社：甲賀市）が産業廃棄物を運搬する場合

品目	排出事業所	数量	考え方
廃油	東近江市の事業所	10 t / 月	処理数量 東近江市 計 10 t / 月 長浜市 計 2 t / 月
廃酸		1 t / 月	
廃アルカリ		1 t / 月	よって、主な排出事業所所在地は東近江市

- 「工場等の主な排出事業所」を管轄する受付機関 → 東近江市なので、東近江環境事務所
 「申請者の事業拠点」を管轄する受付機関 → 甲賀市なので、甲賀環境事務所
東近江環境事務所、甲賀環境事務所のいずれかに申請してください。

※個人申請の場合も同様になります。

○県外事業者の方が新規許可申請する場合

◆県内で処分する場合

- 例1 長浜市の中間処理業者1社へ法人D（営業所：近江八幡市）が産業廃棄物を運搬する場合
 「主な処分先」を管轄する受付機関 → 長浜市なので、湖北環境事務所
 「申請者の事業拠点」を管轄する受付機関 → 近江八幡市なので、東近江環境事務所
湖北環境事務所、東近江環境事務所のいずれかに申請してください。

- 例2 長浜市の中間処理業者1社へ法人E（支店・営業所は無し）が産業廃棄物を運搬する場合
 「主な処分先」を管轄する受付機関 → 長浜市なので、湖北環境事務所
 「申請者の事業拠点」を管轄する受付機関 → 該当する環境事務所はありません
湖北環境事務所に申請してください。

例3 次のような事業計画で法人F（支店：野洲市）が産業廃棄物を運搬する場合

品目	処分先	数量	考え方
木くず	甲賀市の中間処理業者	2 t / 月	処理数量 湖南市 計 3 t / 月 彦根市 計 10 t / 月
金属くず		1 t / 月	
がれき類	彦根市の中間処理業者	10 t / 月	よって、主な処分先所在地は彦根市

「主な処分先」を管轄する受付機関 → 彦根市なので、湖東環境事務所

「申請者の事業拠点」を管轄する受付機関 → 野洲市なので、南部環境事務所

湖東環境事務所、南部環境事務所のいずれかに申請してください。

◆県外へ搬出する場合

例4 次のような事業計画で法人G（支店：栗東市）が産業廃棄物を運搬する場合

品目	排出事業所	数量	考え方
廃油	近江八幡市の事業所	5 t / 月	処理数量 近江八幡市 計 5 t / 月 湖南市 計 10 t / 月 よって、主な排出事業所所在地は湖南市
廃酸	湖南市の事業所	5 t / 月	
廃アルカリ		5 t / 月	

「工場等の主な排出事業所」を管轄する受付機関 → 湖南市なので、甲賀環境事務所

「申請者の事業拠点」を管轄する受付機関 → 栗東市なので、南部環境事務所

甲賀環境事務所、南部環境事務所のいずれかに申請してください。

例5 次のような事業計画で法人H（支店・営業所は無し）が産業廃棄物を運搬する場合

品目	排出事業所	数量	考え方
廃油	近江八幡市の事業所	5 t / 月	処理数量 近江八幡市 計 5 t / 月 湖南市 計 10 t / 月 よって、主な排出事業所所在地は湖南市
廃酸	湖南市の事業所	5 t / 月	
廃アルカリ		5 t / 月	

「工場等の主な排出事業所」を管轄する受付機関 → 湖南市なので、甲賀環境事務所

「申請者の事業拠点」を管轄する受付機関 → 該当する環境事務所はありません

甲賀環境事務所に申請してください。

例6 次のような事業計画で法人I（支店・営業所は無し）が産業廃棄物を運搬する場合

品目	排出事業所	数量	考え方
廃プラスチック類	〇〇建設 (県内各地の解体現場)	1 t / 月	申請者の事業拠点がなく、解体工事等で排出場所を特定できない場合に該当
木くず		1 t / 月	
紙くず		1 t / 月	
繊維くず		1 t / 月	
金属くず		1 t / 月	
ガラスくず		1 t / 月	
がれき類		1 t / 月	

申請者の事業拠点がなく、解体工事等で排出場所を特定できない場合に該当

→ 循環社会推進課

循環社会推進課に申請してください。

※個人申請の場合も同様になります。